

国民健康保険からのお知らせ

○10月より特別徴収(年金からの自動納付)がはじまります

7月中旬に市より発送しました「平成20年度国民健康保険税特別徴収税額の通知書」が届いた世帯については、10月の特別徴収(年金からの自動納付)となります。(注:8月までに納付方法変更申出書を提出された世帯については10月から口座振替となります。)

○納付方法の変更が可能となりました

特別徴収制度の見直しにより以下の要件に該当する世帯主の方については、特別徴収(年金からの自動納付)でなく、口座振替で納付いただくことが可能となります。

- ①平成18・19年度の保険税を滞納することなく納めていただいている世帯主の方
- ②口座振替により納めていただける世帯主の方

希望される方は、税務課までお問い合わせください。なお、これから変更の手続きをされる方については、2月以降の年金から変更になりますので、ご了承ください。

○口座振替に変更することにより所得税や住民税の申告で社会保険料控除の適用が変わってきます

年金から自動納付された場合には、その年金の受給者のみ社会保険料控除の適用となりますが、口座振替により保険税を納付された場合には、納付した家族(本人含む)に適用することができます。

詳しくは、税務課市民税グループまでお問い合わせください。

長寿医療制度からのお知らせ

保険料が特別徴収(年金からの自動納付)の皆様へ

政府・与党の決定により次のいずれかの要件を満たす方は、保険料を口座振替により納付いただくことが可能になりました。

- 国民健康保険の保険料をこの2年間、滞納なく納めていた世帯主の方は、ご本人の口座から振替納付(口座引落とし)が可能です。
- 年金収入が180万円未満の方で、代わりに納めてくれる世帯主や配偶者がいる方は、その方の口座から振替納付(口座引落とし)が可能です。

希望される方は、税務課までお問い合わせください。なお、これから変更の手続きをされる方については、2月以降の年金から変更になりますので、ご了承ください。

○口座振替に変更することにより所得税や住民税の申告で社会保険料控除の適用が変わってきます

納付方法を特別徴収(年金からの自動納付)から世帯主または配偶者の口座より振替した場合、所得税、個人住民税の社会保険料控除は、口座振替により支払った世帯主または配偶者の方の控除に適用されます。

なお、特別徴収(年金からの自動納付)の方については、これまでどおり年金を受給されている方本人の社会保険料控除に適用されます。

詳しくは、税務課市民税グループまでお問い合わせください。

問い合わせ先

税務課 市民税グループ ☎40-5554